

【憲法 9 条を守る静岡県連絡会】

2021年（令和3年）5 月22日

担当 弁護士 9 条の会 白井孝一

憲法をめぐる最近の動き

1 憲法改正手続法改正案 衆議院通過 参議院審議中

（正式名称「日本国憲法の改正手続に関する法律」）

問題点 2007年同法成立時の参議院付帯決議の課題である
有料広告規制、最低投票率にかんする改正条項が
全く盛り込まれていない。

（有料広告の規制） 1 「国民投票運動のための」有料放送 CM

投票日前の禁止期間延長

「意見表明のための」有料放送 CM

投票日前禁止期間の新設

2 「公費による憲法改正案の広報」の放送に
ついて

時間帯選定および放送時間量の確保

（最低投票率） 規程の新設

** 私が気づいた疑問

そもそも 国民投票運動 意見表明 勧誘運動など、国民投票
に関する行動について、国会議員、国会は 関与を許されるべきか
をれとも禁止されるべきか。

私は、原則として参加を禁止すべきであると考えている。

なぜなら、国会議員、国会は 憲法改正案を発議したわけであるから、
国民投票によって審判をうける立場である。

それが、もし、国民投票の結論を左右するような、運動に参加でき
るとすれば、なんのために、直接民主主義制度である国民投票制度が
あるのか、その存在意義がうしわなわれてしまう。衆議院の3分の2
以上 参議院の3分の2以上の議員が改正案の賛成派となっている

のであるから、彼らが一斉に運動に関与すれば、結論は目に見えて
いる。 国民投票が茶番になりかねない

＊＊ 面白い憲法改正手続 チリの制憲議会

2 基地周辺土地規制法 衆議院審議中

(正式名 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況
の調査及び利用の規制等に関する法律案」)

(重要施設) 自衛隊基地 米軍基地 海上保安庁施設 原発等の生活
関連施設

(注視区域の指定) 重要施設周囲およそ1000mの区域

(特定重要施設) 重要施設の中で特に重要なもの

(特定注視区域の指定) およそ200m以内

(土地・建物等利用状況調査)

(利用者、関係者情報調査)

いずれも 調査に関する基本的事項は内閣総理大臣が「基本方針」

で定める、 具体的な調査事項、調査方法などは全て政令委任

(利用中止の勧告・命令、届出)

指定を受けると、調査対象となるだけでなく、機能阻害行為と認定さ
れると土地・建物の利用中止の勧告、命令を受ける。

また、特定注視区域では、全ての売買等の場合 内閣総理大臣への
届出義務が課される。

等々

＊＊ すなわち、基地等周辺土地・建物所有者・利用者にたいして、
軍機保護法時代のような、情報監視と権利規制が行われること
となる。

対処箇所は、自衛隊施設だけで500カ所

これに米軍施設が加わる。

3 米軍ヘリによる低空飛行の区域拡大と常態化

基地周辺のみならず 東京都の中心部ビル街において、海軍、

空軍、海兵隊のヘリコプターが常時低空飛行を繰り返し替えている。

岩国周辺でも 米軍機の空域が設定されオスプレイの訓練が拡大している。

鹿児島県馬毛島 米軍艦載機の発着訓練場を作るため、騒音調査飛行が行われた

日米地位協定にもとづく合意議事録により 日本政府はこれらに同意しているので、文句が言えない。

4 共同演習の拡大

日米だけでなく、フランス軍も参加するようになった。

近々イギリス軍空母打撃軍も来日する予定

ドイツ軍の参加も検討されている。

NATO 軍との共同により、事実上集団安保体制がなしくずし的につくられようとしている。

** 憲法 9 条及び専守防衛 との関係はどうなるか。

5 コロナ災害に関係する面白い違憲訴訟がおこされた。

グローバルダイニング社による コロナ特措法違憲訴訟

平成 3 年 3 月 1 8 日 9 東京都は、同社経営の都内 2 6 カ所店舗について、1 8 日から 2 1 日まで午後 8 時以降の使用を停止する命令をだした。(特措法 4 5 条 3 項にもとづく使用制限命令)

○訴訟の請求の趣旨 4 日間の損害 一日 1 円として

$$1 \text{ 円} \times 26 \text{ 店舗} \times 4 \text{ 日} = 104 \text{ 円}$$

を支払え。

○違憲理由 1 (法令違憲) 特措法 4 5 条 2 項及び 3 項は、感染拡大の防止、等の目的を達成する手段としての規制としては、営業の自由に対する過剰規制であるから、違憲である

違憲理由 2 (適用違憲) 同社に対する命令は、報復措置的命令であり、適用において営業の自由を侵害するものとして、

違憲である。

** 憲法はみんなもっとどんどん使わなくては、と思う。

***最後に、 これからの憲法を守る運動における、一つの提案。
憲法理念のビジュアル化を考えてみませんか。